

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長及び拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地域医療構想の実現に向けては、医療機関の再編を伴う急性期機能の集約化や病床機能の再編が必要となる場合があるが、入院患者の調整による減収等、医療機関に新たな経済的負担が発生する。地域の医療機関の再編に伴う経済的負担を軽減することで、地域医療構想をより一層推進する。</p> <p>〈参考〉新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会）</p> <p>新たな地域医療構想については、2025（令和7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成し、都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、2026（令和8）年度に地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定、2027（令和9）年度から2028（令和10）年度までに医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行うことが考えられる。このため、現行の地域医療構想の取組について、2026（令和8）年度も継続することとし、新たな地域医療構想については、2027（令和9）年度から順次取組を開始することとし、円滑な移行を図ることが適当である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>地域医療構想を推進するため、医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第12条の2の2第1項に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物に対する不動産取得税の課税標準の軽減措置について、延長及び拡充※を要望する。</p> <p>※●地域医療構想調整会議において合意された再編を適用対象とする。</p> <p>●課税標準について、以下の通り見直しを行う。</p> <p>課税標準について価格の4分の3を控除（現行措置：2分の1控除）</p>		
〔関係条文〕	〔 医療介護総合確保法第12条の2の2～第12条の10 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第16項 〕		
減収見込額	<p>[初年度] ▲7 （ ▲14 ） [平年度] ▲7 （ ▲14 ）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる医療提供体制を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>再編を含む病床機能の分化・連携を税制で支援することにより、医療機関の自主的な取組を促し、地域医療構想のより一層の推進と実現を図る。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	病床再編等に係る負担を軽減し、地域医療構想の取組を進め、新たな地域医療構想においても引き続き病床再編等を促進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を進めること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	地域医療構想の取組により医療機関の再編統合等が進んだこともあり、病床機能報告上の病床数について、2015年から2024年にかけて、125.1万床から117.8万床になり、2025年の必要病床数である119.1万床と同程度の水準となっている。また、機能別の病床数をみると、急性期と慢性期が減少し、回復期が増加するなど必要病床数の方向性に沿って、全体として地域医療構想の進捗が認められる。 新たな地域医療構想については、2025（令和7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成する予定である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	年間4件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域医療構想の実現への過程において、公立・公的医療機関と民間医療機関に対して等しく再編を促していくためには、税負担においても可能な限り公平性を失うことがないようにする必要がある。加えて、医療機関の再編に伴う資産の取得について、不動産取得税を優遇する措置を延長及び拡充することにより、民間医療機関の経済的負担が軽減され、地域にとって最適な機能を有する民間医療機関の再編に関する議論及び再編の実施が促進される。また、建築費、物価高騰により再編統合時の税負担も大きくなっていることから、控除率の引き上げを行い、経済的負担を軽減することで再編が計画通りに進むことを促す。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	・「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」（平成31年4月1日施行） 地域医療構想の実現のため、民間医療機関等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却できることとするもの。 ・国税についても同様の要望を行っている。
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 病床機能再編支援事業 病床削減や再編時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編規模に応じた支援を行う。 （総事業費）22億円（令和7年度予算額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	病院再編時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産取得時の不動産取得税に係る経済的負担に対しては本要望により軽減を行う。

		要望の措置の 妥当性	地域医療構想の実現に向けた地域の医療機関の再編を本措置で支援することにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。
--	--	---------------	--

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	不動産取得税：令和6年度 5件（▲678.3百万円） 令和7年度 2件（▲14.4百万円） ※認定再編計画の認定医療機関へのヒアリングに基づき算出
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	再編計画の認定実績が上がってきており、再編は促進されているものと考えている（本制度が創設された令和3年度は1件、令和6年度は3件）。
	前回要望時の 達成目標	病床再編等に係る負担を軽減し、2025年における地域医療構想の実現を図る。 新経済・財政再生計画改革行程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議）の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した2025年（令和7年）における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合を2025年度中に100%とすることを目標とする。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	地域医療構想の取組により、医療機関の再編統合等が進んだこともあり、病床機能報告上の病床数について、2015年から2024年にかけて、125.1万床から117.8万床になっており、2025年の必要病床数である119.1万床と同程度の水準となり、実際に増減された病床数の割合は全体で122%となっている。また、機能別にみると高度急性期28%、急性期42%、回復期31%、慢性期79%となり、2023年※から実際に増減された病床数の割合は増加している。病床数も、急性期と慢性期が減少し、回復期が増加するなど必要病床数の方向性に沿って、全体として地域医療構想の進捗が認められる。 ※2023年度 全体98% 高度急性期23% 急性期36% 回復期30% 慢性期73%	
これまでの要望経緯	令和3年度 登録免許税の軽減措置の創設 令和4年度 不動産取得税の軽減措置の創設 令和5年度 登録免許税の軽減措置の延長 令和6年度 不動産取得税の軽減措置の延長	